

(第1面)

## 産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 20日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県焼津市本町二丁目2番1号

氏名 株式会社 橋本組

代表取締役 橋本真典

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054 - 627 - 3276

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 橋本組		
事業場の所在地	静岡県	焼津市	市 本町二丁目2番1号
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

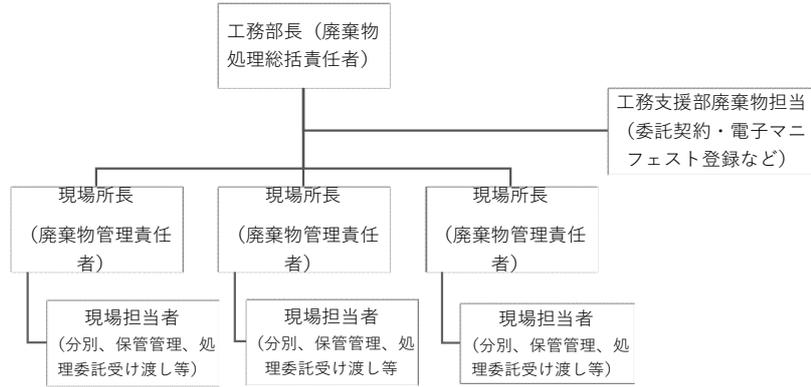
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 65.7億円
③ 従業員数	180名（正社員180名、それ以外0名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事現場で生じたがれき類の一部→自己中間処理（破碎）→再生砕石→自社工事に再利用</li><li>・ 工事現場（上記以外の産廃）→再生利用業者に中間処理委託→二次処理→最終処分の確認</li><li>・ 解体現場等（石綿含有産廃等）→委託処分（最終処分場）</li></ul>

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

図の通り



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	17,022.302 t
	アスファルト・コンクリート破片	2,510.610 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	208.102 t
	ロックウール	8.460 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	64.640 t
	廃プラスチック類	98.338 t
	安定型建設混合廃棄物	18.732 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	235.076 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	20.000 t
	廃プラスチック類	2.625 t
	建設汚泥（残土を除く）	49.896 t
	建設工事の紙くず	0.740 t
	建設工事の木くず	203.485 t
	繊維くず（天然繊維くず）	0.360 t
	石膏ボード	96.750 t
	管理型建設混合廃棄物	189.717 t
	動・植物性残渣	3.040 t
	焼却灰	0.570 t

乾電池	0.062 t
廃油	1.334 t
蛍光灯	0.174 t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に使用する型枠は、鋼製型枠など繰り返し再利用可能なものを考慮に入れて選定した。</li> <li>・資材は可能な限りプレカットされたものを搬入し、現場からの廃棄物の発生を抑えた。</li> </ul>	
<b>【目標】</b>	
産業廃棄物の種類	排出量
コンクリート破片	10,000.000 t
アスファルト・コンクリート破片	2,000.000 t
がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	100.000 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50.000 t
廃プラスチック類	80.000 t
安定型建設混合廃棄物	16.000 t
がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	50.000 t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10.000 t
廃プラスチック類	2.000 t
建設汚泥 (残土を除く)	40.000 t
建設工事の木くず	130.000 t
建設工事の繊維くず	0.300 t
石膏ボード	68.000 t
管理型建設混合廃棄物	150.000 t
廃油	1.000 t
動・植物性残渣	2.500 t
蛍光灯	0.150 t
乾電池	0.050 t
	0.000 t
	0.000 t

②計画

		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) ・合板などの型枠材料を極力使用しない ・材料搬入時の梱包を簡素化する ・廃金属類はスクラップとしての排出を徹底する	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・取組みとしては分別保管の徹底を行うように指導しているが、狭い現場も多くスペースの確保が難しいのが難点。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・保管場所を広く確保出来る現場では、仕分けの種類を多くしてより細かな分別を行う。	



②計画	コンクリート破片	2,000.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 運搬距離が比較的近い工事現場の場合、できるだけ自社生コン工場 破砕処理を行い、再生材として自社の建設現場等で有効利用する。		
	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
【前年度（令和 5 年度）実績】			
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	
	0.000 t	0.000 t	
	0.000 t	0.000 t	

 現状該当な



②計画

	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状該当な

	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行った産業廃棄物の量
①現状		0.000 t
		(これまでに実施した取組) なし
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量

計画該当な

②計画		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

現状該当な

## ①現状

	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリート破片	2,531.714	16,194.102	0.000	0.000	0.000
アスファルト・コンクリート破片	192.320	2,510.610	0.000	0.000	0.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	139.262	116.322	0.000	0.000	0.000
ロックウール	8.460	8.460	0.000	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	64.340	62.640	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類	89.163	98.338	0.000	0.000	0.000
安定型建設混合廃棄物	18.732	18.732	0.000	0.000	0.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.296	0.000	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類	0.420	0.000	0.000	0.000	0.000
建設汚泥（残土を除く）	14.182	49.896	0.000	0.000	0.000
建設工事の紙くず	0.450	0.740	0.000	0.000	0.000
建設工事の木くず	98.770	203.485	0.000	0.000	0.000
建設工事の繊維くず	0.360	0.360	0.000	0.000	0.000
石膏ボード	96.390	96.750	0.000	0.000	0.000
管理型建設混合廃棄物	184.917	189.717	0.000	0.000	0.000
乾電池	0.062	0.062	0.000	0.000	0.000
廃油	0.000	1.334	0.000	0.000	0.000
蛍光灯	0.174	0.174	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

(これまでに実施した取組)

- ・委託先の選定時には、優良認定業者の選択を考慮して決定した。

【目標】					
産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリート破片	2,500.000	8,000.000	0.000	0.000	0.000
アスファルト・コンクリート破片	200.000	2,000.000	0.000	0.000	0.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	70.000	77.050	0.000	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	45.000	45.000	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類	60.000	80.000	0.000	0.000	0.000
安定型建設混合廃棄物	15.000	16.000	0.000	0.000	0.000
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	10.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.550	0.000	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類	0.500	0.000	0.000	0.000	0.000
建設汚泥（残土を除く）	15.000	40.000	0.000	0.000	0.000
建設工事の木くず	70.000	130.000	0.000	0.000	0.000
建設工事の繊維くず	0.300	0.300	0.000	0.000	0.000
石膏ボード	60.000	60.000	0.000	0.000	0.000
管理型建設混合廃棄物	150.000	150.000	0.000	0.000	0.000
廃油	0.000	1.000	0.000	0.000	0.000
動・植物性残渣	1.000	0.000	0.000	0.000	0.000
蛍光灯	0.150	0.150	0.000	0.000	0.000

②計画

	乾電池	0.500	0.500	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>産業廃棄物の排出量は、工事受注量の変動、構造物の仕様及びその規模等或いは解体工事の有無等により大きく左右されるのが建設業の特性である。</p> <p>自社請負工事で発生したコンクリートがらについては、運搬距離が近いなど運搬コストにメリットがある場合には原則として自社で中間処理し再生材として再利用する。</p> <p>また建設現場での分別収集による混合廃棄物の削減、梱包材の簡素化及びリサイクル化を推進する。</p>						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。